

緊急時の措置

1. 逃走時対策

(1) 通常時の措置

1. 施設の点検及び維持。
常時施設の点検を行う。
2. 非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておく。

(2) 逃走時の措置

1. 通報

- 逃走を発見した場合は、警察及び次の事項を通報する。
- ア)飼養者住所、氏名、電話番号。
 - イ)施設の所在地及び名称または付近の目録となる地物。
 - ウ)逃走した危険な動物及びその数。
 - エ)逃走を知った時刻。
 - オ)その他逃走した動物の行方等参考となる事項。

2. 緊急時の組織

逃走時には次の緊急組織を編成する。

- 本部長： [REDACTED]
 広報班： [REDACTED]
 捕獲班： [REDACTED] / [REDACTED] / [REDACTED]
 避難誘導班： 場内係員

3. 捕獲

逃走を発見した場合は、直ちに捕獲に勤めるとともにやむを得ない場合は警察官または係の指示に従う。

4. 調査等

逃走時の措置を実施中警察官または係の指示に従う。
 捕獲後は逃走の原因を調査する。

2. 災害発生時の措置

災害発生及び大規模地震警戒宣言発令時には、次の措置を行う。

(1) 動物の措置

危険な動物は、直ちに鉄オリ施設に收容する。

(2) 観覧者の避難誘導

サーカスは直ちに中止し、観覧者を安全に会場外へ避難誘導する。

(3) 情報の収集

ラジオ、テレビにより情報収集に努める。

(4) 動物の監視

危険な動物及び施設を監視し事故防止に努める。
 危険な動物が逃走した場合は1.(2)逃走時の措置により措置する。

3. 人または財産に危害を加えた場合

被害者の応急処置に努めるとともに、警察、[REDACTED]に事故届けを提出する。

4. 非常事態の場内放送

コメント内容

『 [REDACTED] 様本部までご連絡下さい。』

緊急連絡先

關ポリショイサーカス ☎3234-7207
 トランシーバー配置